

令和8年度資源ごみ(廃食用油)売払契約仕様書

1 名 称 令和8年度 資源ごみ(廃食用油)売払契約

2 見積内容

廃食用油 1 klあたりの売払単価(消費税及び地方消費税相当額を含めた金額)の額。

- ・伊勢市からの廃食用油買取価格の単価と、回収場所から買受人の処理施設までの廃食用油回収経費の単価とを相殺した額とする。

3 目的物

伊勢市が伊勢市地内において回収した資源ごみのうち、別紙記載の回収場所へ排出された廃食用油。なお、買受人は、廃食用油を回収場所から回収し、買受人の処理施設へ搬入のうえ、再生燃料(バイオディーゼル等)として再資源化を行うものとする(再資源化に際しては、自己の施設で保管のうえ他施設で再資源化をする場合を含む)。

- ・回収見込量 廃食用油 23.0kl
(あくまで見込みの量であるため、増減する可能性があります。)
- ・回収場所のうち、各資源拠点ステーションについては月1回以上、それ以外の場所については適宜回収を行うこと。なお、伊勢市からの要請による臨時の回収に対応すること。
- ・回収作業は、買受人の所有する車両で行うこと。
- ・回収の際、回収場所の施設や回収容器に汚れが発生した場合は清掃すること。また、回収容器投入口の蓋が著しく汚れている場合は、廃食用油を拭き取ること。
- ・廃食用油の計量は、買受人の所有する計量器により、公正に行うこと。
- ・運搬にあたっては、廃食用油が飛散、流出、又は悪臭が漏れることがないように行うこと。
- ・自己の施設で保管、又は再資源化を行う場合において、回収した廃食用油がにおい・汚れなどで周辺環境に支障をきたすことのないようにすること。
- ・万一、苦情、事故等が発生した場合は、買受人の責任において処理すること。

4 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 条 件

- ・一般廃棄物収集運搬業の許可を有し、かつ伊勢市内に本店又は支店を有していること。
- ・自己の施設で再資源化を行う場合は、一般廃棄物並びに産業廃棄物処分業許可を有していること。

- ・この事業の公告日現在において、2021年以降で官公庁発注における再生利用に供する廃食用油の買受を受注した実績を有していること。
- ・自己の施設で保管を行う場合、消防法による届出を行い届出済証の交付を受けていること。
- ・地方自治法施行令第167条の4に該当しないもの。

6 提出書類

- ・一般廃棄物収集運搬業許可証の写し
- ・一般廃棄物並びに産業廃棄物処分業許可（自己の施設で資源化を行う場合）
- ・再資源化処理業務のフロー図
- ・再生利用に供する廃食用油の買受を受注した実績
- ・消防法による保管に関する届出済証の写し（保管の場合）